

美容所関係で必要な届出について

現場の実態にあわせて届出をお願いします。

1. 変更届の提出

① 美容所の構造設備を変更した場合

(※大規模に構造設備を変更する場合は、変更届出ではなく新規開設の手続きが必要になる場合があります。あらかじめ保健所までご相談ください。)

② 従業員を変更した場合

③ 管理美容師を変更した場合

④ 開設した法人の名称、所在地、代表者を変更した場合

⑤ 開設した個人の住所、氏名を変更した場合

⑥ 施設名称を変更した場合

2. 廃止届の提出

美容所を廃業した場合

3. 承継届の提出

① 開設者が亡くなり相続人がいる場合

② 美容所を開設した法人が合併もしくは分割した場合

③ 営業を譲渡した場合

②、③の場合は、あらかじめ保健所までご相談ください。

4. その他注意事項

店舗を移動させる場合は、現店舗を廃業し新店舗で新規開設の手続きが必要です。

※不明点、手続きの詳細についてはお問合せください！

問合せ先

八幡浜保健所 生活衛生課 生活衛生係

Tel: 0894-22-4111 (内線 309)

E-mail: yaw-skt-eisei@pref.ehime.lg.jp

